



# 三重県公報

令和8年3月31日(火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
22	三重県県税条例等の一部を改正する条例	(税務企画課)	2
	規 則		
36	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務企画課)	81

### 公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、軽油引取税、不動産取得税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日（一部令和8年10月1日、令和9年1月1日、令和10年4月1日、令和11年4月1日及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行することとしました。

### 条 例

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十二号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>(知事の権限の委任)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事務については、同表の下欄に掲げる者に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(自動車税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務</td> <td>三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(自動車税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務	三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)	<p>(知事の権限の委任)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる事務については、同表の下欄に掲げる者に委任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自動車税の環境性能割(法第百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。)及び種別割(同条第二号に規定する種別割をいう。以下同じ。)に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(種別割に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務</td> <td>三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	自動車税の環境性能割(法第百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。)及び種別割(同条第二号に規定する種別割をいう。以下同じ。)に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(種別割に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務	三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)
(略)	(略)										
自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(自動車税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務	三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)										
(略)	(略)										
自動車税の環境性能割(法第百四十五条第一号に規定する環境性能割をいう。以下同じ。)及び種別割(同条第二号に規定する種別割をいう。以下同じ。)に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(種別割に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務	三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)										
<p>3 (略)</p> <p>(課税地)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>8 第二項の規定にかかわらず、<u>自動車税</u>の課税地は、普通徴収に係る徴収金にあつて</p>		<p>3 (略)</p> <p>(課税地)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>8 第二項の規定にかかわらず、<u>種別割</u>の課税地は、普通徴収に係る徴収金にあつては</p>									

<p>は納税義務者の住所地（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。第八節及び附則第十八条について同じ。）の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金にあつては同法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地とする。</p>	<p>納税義務者の住所地（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。第八節及び附則第十八条について同じ。）の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金にあつては同法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地とする。</p>
<p>9 (略) (申告書、届出書等の經由)</p>	<p>9 第二項の規定にかかわらず、環境性能割の課税地は、道路運送車両法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地とする。</p>
<p>第九条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、自動車税以外の県税に係るものにあつては課税地を所管する県税事務所長を、自動車税に係るものにあつては自動車税事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>10 (略) (申告書、届出書等の經由)</p>
<p>(徴収金の納付又は納入の方法等)</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の方法等)</p>
<p>第十四条の三 (略)</p> <p>2 徴収金を郵便局に払い込む納税義務者又は特別徴収義務者は、自動車税以外の県税に係る場合にあつては課税地を所管する県税事務所、自動車税に係る場合にあつては自動車税事務所の振替口座に振替貯金の方法によつて払い込むものとする。</p>	<p>第十四条の三 (略)</p> <p>2 徴収金を郵便局に払い込む納税義務者又は特別徴収義務者は、環境性能割及び種別割以外の県税に係る場合にあつては課税地を所管する県税事務所、環境性能割及び種別割に係る場合にあつては自動車税事務所の振替口座に振替貯金の方法によつて払い込むものとする。</p>
<p>3 (略) (納期限後に納付し、又は納入する県税又は納入金に係る延滞金)</p>	<p>3 (略) (納期限後に納付し、又は納入する県税又は納入金に係る延滞金)</p>
<p>第十五条 納税者又は特別徴収義務者は、納</p>	<p>第十五条 納税者又は特別徴収義務者は、納</p>

期限後にその県税を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、その税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、その金額（金額に千円未満の端数があるとき又は金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年十四・六パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（法人の県民税に係る延滞金にあつては法第六十四条第一項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間、法人の事業税に係る延滞金にあつては法第七十二条の四十五第一項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間）については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(寄附金税額控除)

第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第三十七條の二第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合に

期限後にその県税を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、その税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、その金額（金額に千円未満の端数があるとき又は金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年十四・六パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（法人の県民税に係る延滞金にあつては法第六十四条第一項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間、法人の事業税に係る延滞金にあつては法第七十二条の四十五第一項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間、環境性能割に係る延滞金にあつては法第七十二条第一項各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間）については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(寄附金税額控除)

第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合に

は、当該百分の四に相当する金額に法第三十七條の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この条において「控除額」という。）を当該納税義務者の前二條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一〜四 (略)

第三十七條の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前二條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一〜四 (略)

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この項において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等が法第三十七條の二第二

(地方消費税の納税義務者)

第五十五条の二 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物（同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととさ

項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等が同項の規定による指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた法第三十七条の二第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

(地方消費税の納税義務者)

第五十五条の二 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第

れるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し貨物割によつて課する。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第六十条 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、令で定めるものに限る。) (次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域(第二号において「市街化調整区域」という。))のうち第一号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第六十八条第一項において「特定区域内住宅」という。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。)を除く。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)について千二百万円を価格から控除するものとする。

一 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用

三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し貨物割によつて課する。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第六十条 住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る。)をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)について千二百万円を価格から控除するものとする。

<p>に供し、又は供していた期間として令で定める期間が五年以上であるもののうち令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。)</p>	
<p>イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で施行規則で定めるもの</p>	
<p>ロ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域</p>	
<p>ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域</p>	
<p>ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域</p>	
<p>ホ 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域</p>	
<p>二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)</p>	
<p>イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七條第一項の土砂災害警戒区域</p>	
<p>ロ 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で施行規則で定めるもの</p>	
<p>2 9 (略) (不動産取得税の免税点)</p>	<p>2 9 (略) (不動産取得税の免税点)</p>
<p>第六十一条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十六万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸(共同住宅等にあつては、居</p>	<p>第六十一条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸(共同住宅等にあつては、居</p>

<p>居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。)につき六十六万円、その他のものにあつては一戸につき三十四万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。)につき二十三万円、その他のものにあつては一戸につき十二万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p>
<p>第六十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(特定区域内住宅を除くものとし、令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。))一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p>	<p>第六十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。))一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p>
<p>一(三) (略)</p>	<p>一(三) (略)</p>
<p>2(7) (略)</p>	<p>2(7) (略)</p>
<p>(自動車税の納税義務者等)</p>	<p>(自動車税の納税義務者等)</p>
<p>第二百二十四条 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。</p>	<p>第二百二十四条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。</p>
	<p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三</p>

<p>2 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみなす課税)</p>	<p>3 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみなす課税)</p>
<p>第百二十五条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p>	<p>第百二十五条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p>
	<p>3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令で定める自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p>
	<p>4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで</p>

第二百二十六条 削除

運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)

第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。

一 電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)

二 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。)

イ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第三百三十一条において同じ。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの

(以下この号及び第百三十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第百三十一条第一項及び第二項において同じ。)が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率(以下この条及び第百三十一条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め

- るもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分

の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネ

ルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上）であること。

く 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め

	るもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。
(3)	エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ	自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物

の排出量が平成三十年石油ガス  
軽中量車基準に定める窒素酸化  
物の値の二分の一を超えないこ  
と。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車  
基準に適合し、かつ、窒素酸化  
物の排出量が平成十七年石油ガス  
軽中量車基準に定める窒素酸化  
物の値の四分の一を超えないこ  
と。

(2) エネルギー消費効率が令和十二  
年度基準エネルギー消費効率に百  
分の九十五を乗じて得た数値以上  
であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年  
度基準エネルギー消費効率以上で  
あること。

六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機  
関の燃料として用いる自動車をいい、第  
三号に掲げる自動車に該当するものを  
除く。第三百三十一条第一項第三号及び第  
二項第三号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれ  
にも該当するもので施行規則で定め  
るもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一  
項の規定により平成三十年十月一  
日以降に適用されるべきものとし  
て定められた排出ガス保安基準で  
施行規則で定めるもの(以下この号  
及び第三百三十一条において「平成三  
十年軽油軽中量車基準」という。)  
又は同項の規定により平成二十一  
年十月一日以降に適用されるべき  
ものとして定められた排出ガス保  
安基準で施行規則で定めるもの(以  
下この号及び第三百三十一条におい  
て「平成二十一年軽油軽中量車基  
準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ク 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年

十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（第三十一条第一項第三号ト（1（i）及び第二項第三号ホ（1（i）において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下（ii）及び第三十一条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第三十一条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2) 前項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法と

して施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号	令和十二年	平成二十二年度以
イ(2)	度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十	降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百九十四
第四号	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定めら	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

		れたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の二百の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の二百五
第四号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ホ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三

3 第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効

率等算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号	令和十二年	令和二年度以降の
イ(2)	年度以降の各年度において適用されて適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十	各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十
第四号	令和十二年	令和二年度基準エ
ロ(2)	度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	ネルギー消費効率に百分の百三十八
第五号	令和十二年	令和二年度基準エ
イ(2)	度基準エネルギー消費効率に百分の九十	ネルギー消費効率に百分の百三十
第五号	令和十二年	令和二年度基準エ
ロ(2)	度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	ネルギー消費効率に百分の百三十八
第六号	令和十二年	令和二年度基準エ
イ(2)	度基準エネルギー消費効率に百分の百三十	ネルギー消費効率に百分の百三十

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>効率に百分の九十</td> </tr> <tr> <td>第六号</td> <td>令和十二年</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>度基準エネルギー消費効率</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>エネルギー消費に百分の百三十八</td> </tr> <tr> <td></td> <td>効率に百分の九十五</td> </tr> </table>		効率に百分の九十	第六号	令和十二年	ロ	度基準エネルギー消費効率	(2)	エネルギー消費に百分の百三十八		効率に百分の九十五
	効率に百分の九十										
第六号	令和十二年										
ロ	度基準エネルギー消費効率										
(2)	エネルギー消費に百分の百三十八										
	効率に百分の九十五										
<p>4 第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百三十一条第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第百三十一条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」とあるのは、「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十五」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百三十一条第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第百三十一条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」とあるのは、「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十五」と読み替えるものとする。</p>										
<p>（自動車税の課税免除）</p>	<p>（種別割の課税免除）</p>										
<p>第百二十七条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p>	<p>第百二十七条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p>										
<p>一 三 （略）</p>	<p>一 三 （略）</p>										
<p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。</p>	<p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。</p>										
<p>一 五 （略）</p>	<p>一 五 （略）</p>										
<p>（自動車税の納税管理人）</p>	<p>（種別割の納税管理人）</p>										

<p>第二百二十八条 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。</p>	<p>第二百二十八条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。 （自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。 （種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p>
<p>第二百二十九条 前条第二項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二百二十九条 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p>
<p>第二百三十条から第二百三十七条の四まで 除</p>	<p>第二百三十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（第二百三十二条において「通常の取得価額」という。）とする。 （環境性能割の税率）</p> <p>第二百三十一条 次に掲げる自動車（第二百二十六条第一項（同条第二項から第四項までに</p>

において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

ク 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれ

にも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

2	次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項
ト	<p>車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>
ク	<p>車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</p>
	<p>(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p>

及び前項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年  
度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年  
度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年  
度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のい

ずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

3 第二百二十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	令和十二年度	第二百二十六条第
-----	--------	----------

第一号	基準エネルギー	二項に規定する
イ(2)	「消費効率に百分の八十	基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百七十三
第一項	令和二年度基	平成二十二年度
第一号	準エネルギー	基準エネルギー
イ(3)	消費効率	消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項	令和十二年度	平成二十二年度
第一号	基準エネルギー	基準エネルギー
ロ(2)	「消費効率に百分の八十五	消費効率に百分の百八十四
第一項	令和二年度基	平成二十二年度
第一号	準エネルギー	基準エネルギー
ロ(3)	消費効率	消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項	令和四年度基	平成二十二年度
第一号	準エネルギー	基準エネルギー
ホ(2)	消費効率)	消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値)
第二項	令和十二年度	平成二十二年度
第一号	基準エネルギー	基準エネルギー
イ(2)	「消費効率に百分の七十	消費効率に百分の百五十一
第二項	令和二年度基	平成二十二年度

第一号イ(3)	準エネルギー 消費効率	基準エネルギー 消費効率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第二項	令和十二年度	平成二十二年度
第一号ロ(2)	基準エネルギー 消費効率に百分 の七十五	基準エネルギー 消費効率に百分 の百六十二
第二項	令和二年度基	平成二十二年度
第一号ロ(3)	準エネルギー 消費効率	基準エネルギー 消費効率に百分 の百五十を乗じ て得た数値
第二項	令和四年度基	平成二十二年度
第一号ニ(2)	準エネルギー 消費効率に百分 の九十五	基準エネルギー 消費効率に百分 の百四十七

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	令和十二年度	令和二年度基準
第一号イ(2)	基準エネルギー 消費効率に百分 の八十	エネルギー消費 効率に百分の百 十六
第一項	令和十二年度	令和二年度基準
第一号ロ(2)	基準エネルギー 消費効率に百分 の八十五	エネルギー消費 効率に百分の百 二十三
第一項	令和十二年度	令和二年度基準
第二号イ(2)	基準エネルギー 消費効率に百分 の八十	エネルギー消費 効率に百分の百 十六
第一項	令和十二年度	令和二年度基準

第一号	基準エネルギー	エネルギー消費
ロ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の八十五	二十三
第一項	令和十二年度	令和二年度基準
第三号	基準エネルギー	エネルギー消費
イ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の八十	十六
第一項	令和十二年度	令和二年度基準
第三号	基準エネルギー	エネルギー消費
ロ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の八十五	二十三
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第一号	基準エネルギー	エネルギー消費
イ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十	二
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第一号	基準エネルギー	エネルギー消費
ロ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十五	九
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第二号	基準エネルギー	エネルギー消費
イ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十	二
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第二号	基準エネルギー	エネルギー消費
ロ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十五	九
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第三号	基準エネルギー	エネルギー消費
イ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十	二
第二項	令和十二年度	令和二年度基準
第三号	基準エネルギー	エネルギー消費
ロ(2)	一消費効率に	効率に百分の百
	百分の七十五	九

6 第一項（第三号トに係る部分に限る。）  
及び第二項（第三号ホに係る部分に限る。）  
の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。こ

の場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第百三十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第百三十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第百三十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号並びに第百三十七条の九第一項及び第二項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車

で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。（環境性能割の納付の方法）

第百三十五条 環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第百六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、前条第一項に規定する申告書又は法第百六十一条第二項に規定する修正申告書に証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受け、又は納付すべき税額に相当する現金を納付して規則に定める納税済印の押印を受けなければならない。

2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し

	<p>て新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、前条第一項の規定による申告書の提出を行う場合</p>
	<p>二 法第六百六十一条の規定により納付する場合</p>
	<p>三 特別の事情により知事が必要と認める場合</p>
<p>3</p>	<p>第一項に規定する証紙代金収納計器により表示される印影の形式その他証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第百三十六條</p>	<p>環境性能割の納税義務者が正当な事由がなくて第百三十四条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p>
<p>2</p>	<p>前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。 (譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)</p>
<p>第百三十七條</p>	<p>譲渡担保権者(譲渡により担保の目的となつてゐる財産(以下この項において「譲渡担保財産」という。))の権利者をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代し</p>

	た場合に新たに設定者となる者を除く。) に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲 渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産 に対する環境性能割に係る徴収金に係る 納税義務を免除する。
2	知事は、自動車の取得者から環境性能割 について前項の規定の適用があるべき旨 の申告があり、当該申告が真実であると認 めるときは、当該取得の日から六月以内の 期間を限つて、当該自動車に対する環境性 能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
3	知事は、前項の規定による徴収の猶予を した場合には、当該徴収の猶予がされた環 境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴 収を猶予した期間に対応する部分の金額 を免除する。
4	知事は、第二項の規定による徴収の猶予 をした場合において、当該徴収の猶予に係 る環境性能割について第一項の規定の適 用がないことが明らかとなつたときは、当 該徴収の猶予を取り消す。この場合におい て、徴収の猶予を取り消された者は、直ち に当該徴収の猶予がされた環境性能割に 係る徴収金を納付しなければならない。
5	環境性能割に係る徴収金を徴収した場 合において、当該環境性能割について第一 項の規定の適用があることとなつたとき は、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に 基づいて、当該徴収金を還付する。
6	知事は、前項の規定により環境性能割に 係る徴収金を還付する場合において、還付 を受けべき者の未納に係る徴収金があ るときは、当該還付すべき額をこれに充当 する。
7	前二項の規定により環境性能割に係る 徴収金を還付し、又は充当する場合には、 第五項の規定による還付の申請があつた 日から起算して十日を経過した日を法第 十七条の四第一項各号に定める日とみな

	して、同項の規定を適用する。
8	第二項の申告又は第五項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。 (自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)
第百三十七条の二	自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。
2	環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。
3	前項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
4	前条第六項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。 (環境性能割の課税免除)
第百三十七条の二の二	日本赤十字社が取得する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課さない。
一	救急自動車
二	巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

三	血液事業の用に供する自動車
四	救護資材の運搬の用に供する自動車
五	前各号に掲げる自動車に類する自動車 で知事の認めるもの (環境性能割の減免)
<p>第三百三十七条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車を取得した者の申請により環境性能割を減免することができる。</p>	
一	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療のために使用する自動車に係る自動車の取得
二	次に掲げる自動車の取得のうち、知事が必要と認めるもの
イ	身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が知的障害者又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）
ロ	身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。ハにおいて同じ。）
ハ	身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得
三	前二号に掲げるもののほか、天災その

	他特別の事情があると認める自動車の取得
2	前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第百三十四条第一項に規定する申告書を提出するときまでに、次に掲げる事項（前項第一号及び第三号に該当するものにあつては、第二号から第五号までを除く。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第二号に該当する自動車を取得した者は、規則で定める書類及び運転免許証その他の第五号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。
一	減免を受ける者の氏名又は名称及び住所
二	減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
三	身体障害者等の氏名、住所及び年齢
四	自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
五	運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。第百三十七条の十三第二項第四号において同じ。）の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件
六	自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
七	自動車の取得年月日及び取得価額
八	減免を受けようとする事由
九	その他知事が必要と認める事項（環境性能割の市町に対する交付）
	第百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める

<p>(自動車税の税率)</p>	<p>率を乗じて得た額の百分の四十三に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道(当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付する。</p> <p>(種別割の税率)</p>
<p>第百三十七条の五 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第百三十七条の五 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>一、六 (略)</p>	<p>一、六 (略)</p>
<p>2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの自動車税の税率は、同項(同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。</p>	<p>2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 第一項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車がその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。ただし、類似する自動車の区分が困難な自動車にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>4 第一項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する種別割の税率は、当該自動車がその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。ただし、類似する自動車の区分が困難な自動車にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>5 学校教育法第一条の学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するバスに対して課する自動車税の税率は、第一項第三号の規定にかかわらず、同号の一般乗合用バスについて定める額とする。</p>	<p>5 学校教育法第一条の学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するバスに対して課する種別割の税率は、第一項第三号の規定にかかわらず、同号の一般乗合用バスについて定める額とする。</p>
<p>(自動車税の賦課期日)</p>	<p>(種別割の賦課期日)</p>
<p>第百三十七条の六 自動車税の賦課期日は、</p>	<p>第百三十七条の六 種別割の賦課期日は、四</p>

<p>四月一日とする。 (自動車税の納期等)</p>	<p>月一日とする。 (種別割の納期等)</p>
<p>第百三十七条の七 自動車税の納期は、五月一日から同月三十一日までとする。</p>	<p>第百三十七条の七 種別割の納期は、五月一日から同月三十一日までとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前条に規定する賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で、普通徴収の方法により徴収するものその他特別の事情がある場合の自動車税の納期は、第一項の規定にかかわらず、納税通知書に定めるところによる。 (自動車税の徴収の方法)</p>	<p>3 前条に規定する賦課期日後に納税義務が発生した種別割で、普通徴収の方法により徴収するものその他特別の事情がある場合の種別割の納期は、第一項の規定にかかわらず、納税通知書に定めるところによる。 (種別割の徴収の方法)</p>
<p>第百三十七条の八 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。</p>	<p>第百三十七条の八 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。</p>
<p>2 自動車税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p>	<p>2 種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p>
<p>3 道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)の申請があつた自動車について、法第百五十七条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p>	<p>3 新規登録の申請があつた自動車について、法第百七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p>
<p>4 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をするときに、第百三十七条の九に規定する申告書に証紙代金収納計器により納付すべき税額に相当する金額の表示を受け、又は納付すべき税額に相当する現金を納付して規則に定める納税済印の押印を受けなければならない。</p>	<p>4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をするときに、第百三十七条の九に規定する申告書に証紙代金収納計器により納付すべき税額に相当する金額の表示を受け、又は納付すべき税額に相当する現金を納付して規則に定める納税済印の押印を受けなければならない。</p>
<p>5 前項の申告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収について</p>	<p>5 前項の申告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収について</p>

<p>ては、普通徴収の方法による。</p> <p>6 (略)</p> <p>(自動車税の徴収の方法の特例)</p> <p>第三百三十七条の八の二 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項又は第二項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項及び第四項の規定によるほか、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収することができる。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告)</p> <p>第三百三十七条の九 自動車税の納税義務者は、次の各号の一に該当するときは、その該当する事実が発生した日から十五日を経過する日まで(十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をしたとき)に申告書を規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第四百四十六条第二項の使用者となつたとき又は使用者でなくなつたとき。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定す</p>	<p>は、普通徴収の方法による。</p> <p>6 (略)</p> <p>(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第三百三十七条の八の二 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項又は第二項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項及び第四項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則で定める方法により徴収することができる。</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告)</p> <p>第三百三十七条の九 種別割の納税義務者は、次の各号の一に該当するときは、その該当する事実が発生した日から十五日を経過する日まで(十五日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をしたとき)に申告書を規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第四百四十六条第三項の使用者となつたとき又は使用者でなくなつたとき。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定す</p>
---	--

<p>る変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をしたときに申告書を規則の定めるところにより改めて知事に提出しなければならない。</p>	<p>る変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をしたときに申告書を規則の定めるところにより改めて知事に提出しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 自動車税の納税義務者が第一項又は第二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前三項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 種別割の納税義務者が第一項又は第二項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前三項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>5 第二百五条第一項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、その請求を受けた日から五十日以内に当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。 (自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>5 第二百五条第一項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、その請求を受けた日から五十日以内に当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。 (種別割に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第一百三十七条の十 自動車税の納税義務者又は第二百五条第一項に規定する自動車の売主が、前条の規定によつて申告又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p>	<p>第一百三十七条の十 種別割の納税義務者又は第二百五条第一項に規定する自動車の売主が、前条の規定によつて申告又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(自動車税の減免)</p>	<p>(種別割の減免)</p>
<p>第一百三十七条の十一 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者に限り、自動車税を減免することができる。</p>	<p>第一百三十七条の十一 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者に限り、種別割を減免することができる。</p>
<p>2 前項の規定によつて、自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、年度、税額等を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて、種別割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、年度、税額等を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p>

<p>第百三十七条の十二 知事は、公益のため直接専用するものと認める自動車に対しては、当該納税者の申請によつて自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて、自動車税の減免を受けようとする者は、納期限まで（第百三十七条の八第三項の規定による証紙徴収に係るものにあつては、第百三十七条の九に規定する申告書を提出するときまで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第一項の規定によつて自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p>	<p>第百三十七条の十二 知事は、公益のため直接専用するものと認める自動車に対しては、当該納税者の申請によつて種別割を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて、種別割の減免を受けようとする者は、納期限まで（第百三十七条の八第三項の規定による証紙徴収に係るものにあつては、第百三十七条の九に規定する申告書を提出するときまで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第一項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p>
<p>第百三十七条の十三 知事は、次に掲げる自動車のうち、必要と認めるもの（一人の身体障害者等に係る自動車につき一台に限る。）に対しては、自動車税を減免することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもつてその税金を払い込むこととされているときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証その他の第四号に掲げる事項を証するに足る資料を提示しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 運転免許証の番号及び有効期限又は免許情報記録の番号及び有効期限並び</p>	<p>第百三十七条の十三 知事は、次に掲げる自動車のうち、必要と認めるもの（一人の身体障害者等に係る自動車につき一台に限る。）に対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもつてその税金を払い込むこととされているときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証その他の第四号に掲げる事項を証するに足る資料を提示しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限又は免許情報記録の番号及び有</p>

<p>に運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件</p> <p>五・六 (略)</p>
<p>3 前条第三項の規定は、第一項の規定によつて自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第三百三十七条の十四 知事は、自動車税の賦課期日において、中古自動車販売業者（中古自動車を販売することを業とする者で古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の規定による古物商の許可を受け、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第二条第四号に掲げる自動車を取り扱うものをいう。以下本条において同じ。）が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合を除く。）、及び道路運送車両法第四条の規定による登録を受けている中古自動車であつて、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの（以下本条において「商品中古自動車」という。）に対しては、当該中古自動車販売業者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、当該中古自動車販売業者の申請によつて、当該商品中古自動車に係る自動車税の年税額の十二分の三に相当する額を減額することができる。</p> <p>一 当該中古自動車販売業者に係る自動車税について滞納がないこと及び当該年度に係る自動車税について納期内に納付していること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>3 前条第三項の規定は、第一項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第三百三十七条の十四 知事は、種別割の賦課期日において、中古自動車販売業者（中古自動車を販売することを業とする者で古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の規定による古物商の許可を受け、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第二条第四号に掲げる自動車を取り扱うものをいう。以下本条において同じ。）が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合を除く。）、及び道路運送車両法第四条の規定による登録を受けている中古自動車であつて、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの（以下本条において「商品中古自動車」という。）に対しては、当該中古自動車販売業者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、当該商品中古自動車に係る種別割の年税額の十二分の三に相当する額を減額することができる。</p> <p>一 当該中古自動車販売業者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度に係る種別割について納期内に納付していること。</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>2 前項の規定によつて、自動車税の減額を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、商品中古自動車であることを証明する書類その他の規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて、種別割の減額を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、商品中古自動車であることを証明する書類その他の規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p>

一、三 (略)

(自動車税に係る督促)

第百三十七条の十五 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合においては、法第百六十六条第一項の規定にかかわらず、徴税吏員は、納期限後五十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、法第十三条の二の規定による繰上徴収をする場合には、この限りでない。

(自動車税に係る証明書の交付)

第百三十七条の十六 知事は、道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が、同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが災害その他やむを得ない事由に因るものであるときは、規則の定めるところによつて、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

一、三 (略)

(種別割に係る督促)

第百三十七条の十五 納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しない場合においては、法第七十七条の十九第一項の規定にかかわらず、徴税吏員は、納期限後五十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、法第十三条の二の規定による繰上徴収をする場合には、この限りでない。

(種別割に係る証明書の交付)

第百三十七条の十六 知事は、道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が、同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが災害その他やむを得ない事由に因るものであるときは、規則の定めるところによつて、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の二 平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)には、法附則第五条の四第一項の規定による金額を当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

<p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	
<p>第六条 平成二十二年度から令和二十五年 度までの各年度分の個人の県民税に限り、 所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき租税特別措置法第四十一条又は第四 十一条の二の二の規定の適用を受けた場 合(同法第四十一条第一項に規定する居住 年が平成二十一年から令和十二年までの 各年である場合に限る。)には、法附則第 五条の四第一項に規定する控除額を当該 納税義務者の第二十四条及び第二十五条 の規定を適用した場合の所得割の額から 控除する。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 県民税の課税の特例)</p>	<p>第六条 平成二十二年度から令和二十年 度までの各年度分の個人の県民税に限り、所 得割の納税義務者が前年分の所得税につ き租税特別措置法第四十一条又は第四十 一条の二の二の規定の適用を受けた場合 (同法第四十一条第一項に規定する居住 年が平成十一年から平成十八年まで又は 平成二十一年から令和七年までの各年 である場合に限る。)において、前条の規 定の適用を受けないときは、法附則第五 条の四の二第一項の規定による金額を当 該納税義務者の第二十四条及び第二十五 条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 県民税の課税の特例)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得 又は雑所得で、その基因となる土地の譲 渡等が平成十年一月一日から令和十一年 三月三十一日までの間に行われたもの については、適用しない。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民 税の課税の特例)</p>	<p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得 又は雑所得で、その基因となる土地の譲 渡等が平成十年一月一日から令和八年三 月三十一日までの間に行われたものにつ いては、適用しない。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民 税の課税の特例)</p>
<p>第十条 昭和六十三年 度から令和十一年 度までの各年度分 の個人の県民税に 限り、所得割の納 税義務者が前年中 に前条に規定する 譲渡所得の基因と なる土地等(租税特 別措置法第三十一 条第一項に規定す る土地等をいう。以下この条及び附則第十二条 において同じ。)の譲渡(同法第三十一 条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及 び附則第十二条において同じ。)をした場 合において、当該譲渡が優良住宅地等のた めの譲渡(同法第三十一條の二第二項各 号に掲げる譲渡に該当することにつき施</p>	<p>第十条 昭和六十三年 度から令和八年度 までの各年度分 の個人の県民税に 限り、所得割の納 税義務者が前年中 に前条に規定す る譲渡所得の基因 となる土地等(租税特 別措置法第三十一 条第一項に規定す る土地等をいう。以下この条及び附則第十二条に おいて同じ。)の譲渡(同法第三十一條第 一項に規定する譲渡をいう。以下この条及 び附則第十二条において同じ。)をした場 合において、当該譲渡が優良住宅地等のた めの譲渡(同法第三十一條の二第二項各号 に掲げる譲渡に該当することにつき施行</p>

行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年)」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年(同号に規定する令で定める場合には、四年)」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅(法第七十三条の十四第

規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年)」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年(同号に規定する令で定める場合には、四年)」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和八年三月

一項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間にした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業(その事業区域の全部又は一部が特別区又は同法第二十五条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、令に定める要件を満たすものに限る。)の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業(その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、令に定める要件を満たすものに限る。)の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

(軽油引取税の税率の特例)

第十七条の十 軽油引取税の税率は、第一百六条の八の規定にかかわらず、当分の間、

一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十七条の十一 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以降に第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以降に第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(環境性能割の非課税)

第十七条の十二 法附則第十二条の二の十第一項の地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして条例で定めるものは、国土交通大臣が地域間の公共交通

の確保維持のために交付する補助金の対象とする路線であつて、かつ、知事が地域住民の交通の利便を確保するために交付する補助金の対象とするものとする。

(環境性能割の税率の特例)

第十七条の十三 営業用の自動車に対する  
 第百三十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

(環境性能割の課税標準の特例)

第十七条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第百二十五条第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けけるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の

取得が令和九年三月三十一日までに  
行われたときに限り、同条中「とい  
う。）」とあるのは、「とい  
う。）」から千万円を控除  
して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
促進に関する法律（平成十八年法律第九  
十一号）第三条第一項に規定する基本方  
針（次項第一号及び第三項第一号におい  
て「基本方針」という。）に令和七年度  
までに導入する台数が目標として定め  
られた自動車に該当するものであるこ  
と。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
促進に関する法律第八条第一項に規定  
する公共交通移動等円滑化基準（次項第  
二号及び第三項第二号において「公共交  
通移動等円滑化基準」という。）で施行  
規則で定めるものに適合するものであ  
ること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれに  
も該当するものであつて車椅子を使用し  
たまま円滑に乗降するための昇降機を備  
えるもの（施行規則で定めるものに限る。）  
で初回新規登録を受けるものに対する第  
百三十条の規定の適用については、当該路  
線バス等の取得が令和九年三月三十一日  
までに行われたときに限り、同条中「とい  
う。）」とあるのは、「とい  
う。）」から六  
百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第  
十七条の十四第二項に規定する路線バス  
等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律  
第百八十三号）第三条第一号イに規定する  
一般乗合旅客自動車運送事業を営する  
者が同法第五条第一項第三号に規定する  
路線定期運行の用に供する自動車（空港法  
（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規  
定する空港又は同法附則第二条第一項の  
政令で定める飛行場を起点又は終点とす  
るもので施行規則で定めるものに限る。）

にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する

一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。)から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車(施行規則で定めるものに限

る。)、バス(施行規則で定めるものに限

	<p>る。)又は車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。)が三・五トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物の衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「といる。」とあるのは、「といる。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以</p>	<p>5 前各項の規定は、第百三十四条第一項又は法第百六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(第百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定</p>

外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第一号及び次条第二項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、自家用の特殊用途車（キャンピング車に限る。）、第三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第四項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、第三項第三号及び第四項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新

めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車（施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（第三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、自家用の特殊用途車（キャンピング車に限る。）、第三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第一百二十六条第一項第四号に規定するガソリン自動車（第三項第四号及び第四項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第五号に規定する石油ガス自動車（第三項第五号及び第四項第二号において「石油ガス自動車」という。）で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

<p>規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度</p> <p>一 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第四項第三号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度</p>	<p>一 第二百二十六条第一項第六号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 次に掲げる自動車に対する第三百三十七条の五第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車があつた日から令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 次に掲げる自動車に対する第三百三十七条の五第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車があつた日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条第一項の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定めら</p>	<p>二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第二百二十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p>

れた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

三 第百二十六条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第百二十六条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第百二十六条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない

(略)	(略)
<p>4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する<u>第三百三十七条の五第一項</u>の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する<u>第三百三十七条の五第一項第一号イ及び第四号イ</u>の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用</p>	<p>一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の</p>

(略)	(略)
<p>もの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>	<p>もの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>
<p>六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、<u>第二百二十六条第一項第六号イ(1)</u>に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>	<p>六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、<u>第二百二十六条第一項第六号イ(1)</u>に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p>
<p>一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用</p>	<p>一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の</p>

自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第一百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排

られた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元
	一万七千九百円	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元

5 (略)

第十八条の二 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。)第四百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第二条第五項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の標準税率は、第三百二十七条の五第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる

5 (略)

第十八条の二 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。)第四百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第三百二十四条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第三百二十七条の五第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる

第四号イ	四万七千二百円	一万四千円
	四万七千二百円	一万五百円
第四号イ	四万五千五百円	二千五百円

電力併用自動車を除く。)及び自家用の特  
殊用途車(キャンピング車に限る。)のう  
ち、前条第一項各号に掲げるものに対する  
当該各号に定める年度以後の年度分の自  
動車税に係る前項の規定の適用について  
は、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
下欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

3

(略)

(狩猟税の税率の特例)

第二十四条の二 平成二十七年四月一日か  
ら令和十一年三月三十一日までの間に受  
ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の  
登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十  
六条に規定する申請書(以下この項におい  
て「狩猟者登録の申請書」という。)を提  
出する日前一年以内の期間(以下この条に  
おいて「特定捕獲等期間」という。)に県  
の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九  
条第一項の規定による許可を受け、当該許  
可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条におい  
て「許可捕獲等」という。)を行つた場合  
における狩猟税の税率は、第百九十条第一  
項の規定にかかわらず、同項に規定する税  
率に二分の一を乗じた税率(以下この項に  
おいて「軽減税率」という。)とする。た  
だし、軽減税率が適用される狩猟者の登録  
(以下この項において「軽減税率適用登  
録」という。)の要件を満たす者が、特定  
捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減  
税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣  
保護管理法第二十条第十項に規定する狩  
猟期間をいう。以下この項において同じ。)  
の直近の狩猟期間について狩猟者登録の  
申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を  
受けた場合には、この限りでない。

2

(略)

(東日本大震災による被災家屋の代替家

電力併用自動車を除く。)及び自家用の特  
殊用途車(キャンピング車に限る。)のう  
ち、前条第一項各号に掲げるものに対する  
当該各号に定める年度以後の年度分の自  
動車税の種別割に係る前項の規定の適用  
については、次の表の上欄に掲げる同項の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)
-----

3

(略)

(狩猟税の税率の特例)

第二十四条の二 平成二十七年四月一日か  
ら令和十一年三月三十一日までの間に受  
ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の  
登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十  
六条に規定する申請書(以下この項におい  
て「狩猟者登録の申請書」という。)を提  
出する日前一年以内の期間(以下この条に  
おいて「特定捕獲等期間」という。)に県  
の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九  
条第一項の規定による許可を受け、当該許  
可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条におい  
て「許可捕獲等」という。)を行つた場合  
における狩猟税の税率は、第百九十条第一  
項の規定にかかわらず、同項に規定する税  
率に二分の一を乗じた税率(以下この項に  
おいて「軽減税率」という。)とする。た  
だし、軽減税率が適用される狩猟者の登録  
(以下この項において「軽減税率適用登  
録」という。)の要件を満たす者が、特定  
捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減  
税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣  
保護管理法第二十条第九項に規定する狩  
猟期間をいう。以下この項において同じ。)  
の直近の狩猟期間について狩猟者登録の  
申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を  
受けた場合には、この限りでない。

2

(略)

(東日本大震災による被災家屋の代替家

<p>屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第二十六条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失し、又は損壊した家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>	<p>屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第二十六条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
<p>2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地(福島県の区域内にあるものに限る。以下この項において「従前の土地」という。)の所有者その他の令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>	<p>2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)の所有者その他の令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
	<p>3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業</p>

	<p>経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成二十三年三月十一日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
<p>3 居住困難区域(法附則第五十一条第三項に規定する居住困難区域をいう。以下同じ。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋</p>	<p>4 居住困難区域(法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域をいう。以下同じ。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋</p>

<p>の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>	<p>の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。)(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>	<p>6 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p><del>第二十七条 削除</del></p>	<p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第二十七条 附則第十七条の十一の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三重県県税条例の一部を改正する条例(平成十九年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の三重県県税条例(次項において「新条例」という。)第十九条、第三十三条、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、第四十三条、第四十三条の三、第四十六条、第五十五条の二及び第五十五条の三の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下この項及び次項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の三重県県税条例(次項において「新条例」という。)第十九条、第三十三条、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、第四十三条、第四十三条の三、第四十六条、第五十五条の三及び第五十五条の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下この項及び次項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第三条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和三十二年三重県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第</p>

<p>六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）に基づき、特例法第二条第三項、第五項及び第六項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率、納期、証紙徴収の方法等について三重県条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の特例を設けることを目的とする。</p>	<p>六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）に基づき、特例法第二条第三項、第五項及び第六項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の税率、納期、証紙徴収の方法等について三重県条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の特例を設けることを目的とする。</p>
<p>（自動車税の税率）</p>	<p>（種別割の税率）</p>
<p>第二条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第二条 種別割の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>一・二 （略）</p>	<p>一・二 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（自動車税の納期）</p>	<p>（種別割の納期）</p>
<p>第三条 自動車税の納期は、毎年四月一日から同月三十日までとする。</p>	<p>第三条 種別割の納期は、毎年四月一日から同月三十日までとする。</p>
<p>2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税の納期は、前項の規定にかかわらず納税義務が発生した日から翌月末日までとする。</p>	<p>2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割の納期は、前項の規定にかかわらず納税義務が発生した日から翌月末日までとする。</p>
<p>（証紙徴収の手続等）</p>	<p>（証紙徴収の手続等）</p>
<p>第四条 自動車税の納税義務者は、県の発行する第一号様式による証紙を購入して、当該税額を払い込まなければならない。</p>	<p>第四条 種別割の納税義務者は、県の発行する第一号様式による証紙を購入して、当該税額を払い込まなければならない。</p>
<p>2 自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に第二号様式の検印を受けた時に完了するものとする。</p>	<p>2 種別割の納税義務は、前項の規定による証紙に第二号様式の検印を受けた時に完了するものとする。</p>

第一号様式中「自動車税（種別割）課税」を「自動車税課税」に、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中三重県県税条例第二十五条の二の改正規定 令和八年十月一日
  - 二 第一条中三重県県税条例附則第六条の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年度」に改める部分及び「令和七年」を「令和十二年」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定 令和九年一月一日
  - 三 第一条中三重県県税条例第五十五条の二の改正規定 令和十年四月一日
  - 四 第一条中三重県県税条例第六十条第一項及び第六十八条第一項の改正規定並びに同条例附則第十五条の二の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第五項から第七項までの規定 令和十一年四月一日
  - 五 第一条中三重県県税条例附則第十五条の四の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び附則第八項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日（県民税に関する経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例附則第六条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例

による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第六十条第一項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第六十八条第一項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第十五条の二の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第十五条の四の規定は、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第二十六条第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。」とあるのは、「家屋」とする。
- 10 新条例附則第二十六条第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。」とあるのは、「土地」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 11 施行日前に三重県県税条例第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第百十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第百十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 13 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 14 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の三重県県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第百三十七条第一項又は第百三十七条の二第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る

地方団体の徴収金に係る旧条例第百三十七条第五項若しくは第百三十七条の二第二項の規定による還付又は旧条例第百三十七条第六項（旧条例第百三十七条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。

- 15 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十六号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第二条（略）</p>
<p>2 条例第六条の二第二項の表第三号の項に規定する規則で定める事務は、<u>自動車税</u>に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（証紙徴収に係るものを除く。）のうち、調査に関するもの（県税事務所長が行うものに限る。）、納税の猶予に関するもの、納税通知書発付後の県税事務所長が行う交付要求、繰上徴収及び繰上差押えに関するもの（県税事務所長が行う督促状発付を含む。）、繰上徴収をした当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>（納付（納入）計画変更通知）</p>	<p>2 条例第六条の二第二項の表第三号の項に規定する規則で定める事務は、<u>自動車税種別割</u>に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（証紙徴収に係るものを除く。）のうち、調査に関するもの（県税事務所長が行うものに限る。）、納税の猶予に関するもの、納税通知書発付後の県税事務所長が行う交付要求、繰上徴収及び繰上差押えに関するもの（県税事務所長が行う督促状発付を含む。）、繰上徴収をした当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するもの並びに督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>（納付（納入）計画変更通知）</p>
<p>第十二条 条例第十六条第五項（条例第十六条の三第二項及び条例第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第七号様式の十一による。</p> <p>（徴収金の納付又は納入の方法等）</p>	<p>第十二条 条例第十六条第五項（条例第十六条の三第二項及び条例第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第七号様式の十一による。</p> <p>（徴収金の納付又は納入の方法等）</p>
<p>第十六条 条例第十四条の三の規定により県の徴収金を指定金融機関に納付若しくは納入又は郵便局（簡易郵便局法（昭和三十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。以下同じ。）に払込みをする場合においては、第十六号様式（当該書類（個人の事業税（以下「個人事業税」という。）、不動産取得税及び自動車税に係るものに限る。）に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）又は法施行規則第十二号の二様式、第十二号の六様式、第十二号の九様式、第十二号の十二様式若しくは第十六号</p>	<p>第十六条 条例第十四条の三の規定により県の徴収金を指定金融機関に納付若しくは納入又は郵便局（簡易郵便局法（昭和三十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。以下同じ。）に払込みをする場合においては、第十六号様式（当該書類（個人の事業税（以下「個人事業税」という。）、不動産取得税及び自動車税種別割に係るものに限る。）に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）又は法施行規則第十二号の二様式、第十二号の六様式、第十二号の九様式、第十二号の十二様式若しくは第十</p>

<p>の四様式によらなければならない。ただし、郵便局に      払込みをする場合においては、第十七号様式の二によ      る払込票によることができる。</p>	<p>六号の四様式によらなければならない。ただし、郵便      局に払込みをする場合においては、第十七号様式の二      による払込票によることができる。</p>
<p>(税額の増減額等変更に係る手続)</p>	<p>(税額の増減額等変更に係る手続)</p>
<p>第二十条の三 個人事業税、不動産取得税、自動車税、      鉦区税及び狩猟税の税額を変更した場合は、その旨を      第二十三号様式の三による増(減)額通知書によつて、      納税者に通知するものとする。</p>	<p>第二十条の三 個人事業税、不動産取得税、自動車税種      別割、鉦区税及び狩猟税の税額を変更した場合は、そ      の旨を第二十三号様式の三による増(減)額通知書に      よつて、納税者に通知するものとする。</p>
<p>(課税標準額等の通知)</p>	<p>(課税標準額等の通知)</p>
<p>第三十二条 法第七十二条の四十八の二第十二項の規定      による法人事業税の課税標準額等の分割に関する関      係都道府県への通知は、第三十八号様式の通知書によ      る。</p>	<p>第三十二条 法第七十二条の四十八の二第十一項の規定      による法人事業税の課税標準額等の分割に関する関      係都道府県への通知は、第三十八号様式の通知書によ      る。</p>
<p>2 (略)      (申告書等)</p>	<p>2 (略)      (申告書等)</p>
<p>第六十九条</p>	<p>第六十九条 条例第三百三十四条第一項の規定により納税      義務者が提出すべき申告書又は条例第三百三十四条第      二項の規定により自動車の取得者が提出すべき報告      書は、法施行規則で定める様式による。</p>
<p>(略)</p>	<p>2 法第六十一条第二項の規定により納税義務者が提      出すべき修正申告書は、第五十三号様式による。</p>
<p>2  (略)      (証紙代金収納計器による表示)</p>	<p>4  3  (略)      (証紙代金収納計器による表示)</p>
<p>第六十九条の二 条例第三百三十七条の八第六項の規定に      より、証紙代金収納計器による表示を受けようとする      自動車税の納税義務者は、証紙代金収納計器の設置場      所において、納付すべき税額に相当する現金を払込み      の上、法施行規則で定める申告書に当該表示を受けな      ければならない。</p>	<p>第六十九条の二 条例第三百三十五条第三項又は第三百三      七条の八第六項の規定により、証紙代金収納計器によ      る表示を受けようとする自動車税の納税義務者は、証      紙代金収納計器の設置場所において、納付すべき税額      に相当する現金を払込みの上、法施行規則で定める申      告書に当該表示を受けなければならない。</p>
<p>(納税済印)</p>	<p>(納税済印)</p>
<p>第六十九条の三 条例第三百三十七条の八第四項に規定す      る納税済印は、第八十四号様式による。</p>	<p>第六十九条の三 条例第三百三十五条第一項又は第三百三      七条の八第四項に規定する納税済印は、第八十四号様      式による。</p>
<p>第六十九条の三の三 別除</p>	<p>第六十九条の三の三 条例第三百三十七条第八項の規定に      より提出する免除申告書若しくは徴収金の還付申請      書又は条例第三百三十七条の二第三項の規定により提      出する免除申請書若しくは徴収金の還付申請書は、第      六十号様式による。</p>
<p>(条例第三百三十七条の十三第二項に規定する規則で      定める書類)</p>	<p>2  条例第三百三十七条第二項の規定により徴収を猶予      し、又は同条第四項の規定により徴収猶予を取り消す      場合は、第七号様式の二による徴収猶予承認通知書又      は第七号様式の七による徴収猶予取消通知書によつ      て、申告者に通知しなければならない。</p>
<p>第六十九条の三の四 条例第三百三十七条の十三第二項に      定める書類は、身体障害者にあつては身体障害者福祉      法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規</p>	<p>第六十九条の三の四 条例第三百三十七条の三第二項又は      第三百三十七条の十三第二項に定める書類は、身体障害      者にあつては身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第</p>

<p>定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付された戦傷病者手帳、知的障害者にあつては厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。</p> <p>（納税証明書等）</p>	<p>二百八十二号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付された戦傷病者手帳、知的障害者にあつては厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。</p> <p>（納税証明書等）</p>
<p>第七十条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第九十七条の二第二項の規定による自動車税納税証明書の様式は、第八十五号様式又は第八十五号様式の四による。</p> <p>2 県税事務所長又は自動車税事務所長は、納税者から自動車税納税証明書の交付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第八十五号様式の六による自動車税納税証明書を交付するものとする。</p>	<p>第七十条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第九十七条の二第二項の規定による自動車税種別割納税証明書の様式は、第八十五号様式又は第八十五号様式の四による。</p> <p>2 県税事務所長又は自動車税事務所長は、納税者から自動車税種別割納税証明書の交付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第八十五号様式の六による自動車税種別割納税証明書を交付するものとする。</p>

様式目次中

「七の二	第十条、第十一条の二、第六十九条の三の三	徴収猶予、換価の猶予承認通知書 「を
「七の二	第十条、第十一条の二	徴収猶予、換価の猶予承認通知書 「に、
「七の七	第十条、第十一条、第十条の二、第六十九条の三の三	徴収猶予、換価の猶予取消通知書 「を
「七の七	第十条、第十一条、第十条の二	徴収猶予、換価の猶予取消通知書 「に、
「十四	第十五条	還付金等還付（充当・納付委託）通知書（兼自動車税種別割減額通知書） 「を
「十四	第十五条	還付金等還付（充当・納付委託）通知書（兼自動車税減額通知書） 「に、
「五十三	第六十九条	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割修正申告書 「を
「五十三	削除	「に、
「五十九	削除	「に、
六十	第六十九条の三の三	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割免除、還付申告（申請）書 「を
「五十九・六十	削除	「に、
「八十五	第七十条	自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 「を
「八十五	第七十条	自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 「に、
「八十五の四	第七十条	自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 「を
「八十五の四	第七十条	自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 「に、
「八十五の六	第七十条	自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 「を

「八十五の六 第七十条

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査  
用）」に改める。

第七号様式の二を次のように改める。

第7号様式の2（第10条、第11条の2関係）

(納税者又は特別徴収義務者宛て)		年 月 日							
住(居)所 氏 名		様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長							
徴収猶予 換価の猶予		承認通知書							
年 月 日付で申請のあつた 徴収猶予 換価の猶予 については、下記のとおり承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項 の規定により通知します。									
猶 予 税 額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞納 処分費	計
	.	.		.	円	円	円	円	円
	.	.		.					
	.	.		.					
	合		計						
猶 予 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		間			
納 付 ( 納 入 ) 計 画	期 限	金 額	期 限	金 額	期 限	金 額			
	.	円	.	円	.	円			
	.	円	.	円	.	円			
	.	円	.	円	.	円			
該当条項		地方税法第15条 第 項第 号							
担 保									
備 考									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第七号様式の七を次のように改める。

第7号様式の7（第10条、第11条、第11条の2関係）

(滞納者宛て)		年 月 日							
住(居)所 氏 名		様  三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長							
		〒							
		徴収猶予 換価の猶予 取消通知書							
<p style="text-align: center;">年 月 日付で 徴収猶予 換価の猶予 をした地方税については、下記の理</p> <p style="text-align: center;">由により猶予を取り消しましたから、                  地方税法第15条の3第3項                  地方税法第15条の5の3第2項で準用する同                  地方税法第15条の6の3第2項で準用する同</p> <p>法第15条の3第3項 の規定により通知します。                  法第15条の3第3項</p> <p style="text-align: center;">については、速やかに下記の滞納金額を納付してください。</p>									
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞納 処分費	計
				. .	円	円	円	円	円
				. .					
				. .					
	合 計								
取消理由									
備 考									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第15条関係）

（表）

住所 氏名		様							
								支出決議番号	No.
年 月分 還付金等還付（充当・納付委託） 通知書（兼自動車税減額通知書）									
還付金等還付（充当・納付委託）額 円									
税目 登録番号	期別／事業年度 申告／調定事由 税区分 発生原因	発生年月日 納付すべき額 納付済額 超過額	未納税目 期別 申告 充当	所管する県税事務所 又は自動車税事務所 ／ 事業年度 ／ 調定事由 ・ 納付委託額	還付額	自動車税 減額通知 減額内容			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
						減額理由 当初税額 減額 確定税額			
年 月 日									
三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏)

○充当に係る根拠規定

未納の徴収金がある場合は、地方税法17条の2第1項の規定により、過誤納金（還付加算金を含みます。）が当該徴収金に充当されることとなります。

なお、過誤納金以外の還付すべき徴収金があり、未納の徴収金がある場合は、次のいずれかの規定により、当該徴収金等に充当されることとなります。

税 目	根 拠 規 定

第十五号様式の11を次のように改める。



第十六号様式（その四）から（その六）までを次のように改める。

第16号様式（第8条、第16条関係）

（その4）

<p>県税</p> <p>三重県納入済通知書 ㊤</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td colspan="6">納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>年度</td> <td>登録番号</td> <td colspan="5">納期限</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	十	万	千	百	十	円	取納機関番号	納付番号	納付区分						税目	年度	登録番号	納期限					<p>三重県納付書 ㊤</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>年度</td> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>登録番号</td> <td colspan="2">納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納税者の氏名</td> <td colspan="2">日計</td> <td colspan="4">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金額</td> <td colspan="2">日計</td> <td colspan="4">領収日付印</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	十	万	千	百	十	円	納付番号	年度	税額	延滞金	合計	登録番号	納期限		納税者の氏名		日計		領収日付印				金額		日計		領収日付印				<p>三重県領収証書 ㊤</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>年度</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>登録番号</td> <td>千</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>日</td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>領収日付印</p>	年度	税目	年度	登録番号	納期限	年度	納付番号	登録番号	千	十	万	千	税額	延滞金	合計	登録番号	納期限	年	合計	合計	合計	登録番号	納期限	月	合計	合計	合計	登録番号	納期限	日
加入者名	口座番号	十	万	千	百	十	円																																																																																	
取納機関番号	納付番号	納付区分																																																																																						
税目	年度	登録番号	納期限																																																																																					
加入者名	口座番号	十	万	千	百	十	円																																																																																	
納付番号	年度	税額	延滞金	合計	登録番号	納期限																																																																																		
納税者の氏名		日計		領収日付印																																																																																				
金額		日計		領収日付印																																																																																				
年度	税目	年度	登録番号	納期限	年度																																																																																			
納付番号	登録番号	千	十	万	千																																																																																			
税額	延滞金	合計	登録番号	納期限	年																																																																																			
合計	合計	合計	登録番号	納期限	月																																																																																			
合計	合計	合計	登録番号	納期限	日																																																																																			

切り取りは、必要に応じて行なうこととなります。

備考 この様式は、必要な調整をして使用することができる。

(その5)

<p style="text-align: center;"><b>77 三重県 自動車税納入済通知書</b></p> <p style="text-align: center;">公 通称払込料金 加入者負担</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>三重県</td> <td>口座番号</td> <td>金額</td> <td>納付区分</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>年度</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td></td> <td>年月日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>34</b></p>	加入者名	三重県	口座番号	金額	納付区分	年月日	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分			税目	年度	登録番号	納期限		年月日	<p style="text-align: center;"><b>三重県納付書</b></p> <p style="text-align: center;">公 通称払込料金 加入者負担</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>届書番号</td> <td>加入者名</td> <td>三重県</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>年度</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>納税者の氏名</td> <td colspan="4">納税者の氏名</td> </tr> <tr> <td>金融機関使用欄</td> <td colspan="4">金融機関使用欄</td> </tr> <tr> <td>日 計</td> <td colspan="4">日 計</td> </tr> <tr> <td>口 数</td> <td colspan="4">口 数</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td colspan="4">金 額</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4">備 考</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(取扱金融機関等控)</p>	届書番号	加入者名	三重県	延滞金	円	税額	税額	延滞金	合計	円	登録番号	年度	納期限	納期限	年月日	納税者の氏名	納税者の氏名				金融機関使用欄	金融機関使用欄				日 計	日 計				口 数	口 数				金 額	金 額				備 考	備 考				<p style="text-align: center;"><b>三重県領収証書</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>三重県</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>年度</td> <td>納期限</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>納税者の氏名</td> <td colspan="3">納税者の氏名</td> </tr> <tr> <td>金融機関使用欄</td> <td colspan="3">金融機関使用欄</td> </tr> <tr> <td>日 計</td> <td colspan="3">日 計</td> </tr> <tr> <td>口 数</td> <td colspan="3">口 数</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td colspan="3">金 額</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">備 考</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(納税者保管)</p>	登録番号	三重県	延滞金	円	税額	税額	延滞金	合計	登録番号	年度	納期限	納期限	納税者の氏名	納税者の氏名			金融機関使用欄	金融機関使用欄			日 計	日 計			口 数	口 数			金 額	金 額			備 考	備 考		
加入者名	三重県	口座番号	金額	納付区分	年月日																																																																																																
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																		
税目	年度	登録番号	納期限		年月日																																																																																																
届書番号	加入者名	三重県	延滞金	円																																																																																																	
税額	税額	延滞金	合計	円																																																																																																	
登録番号	年度	納期限	納期限	年月日																																																																																																	
納税者の氏名	納税者の氏名																																																																																																				
金融機関使用欄	金融機関使用欄																																																																																																				
日 計	日 計																																																																																																				
口 数	口 数																																																																																																				
金 額	金 額																																																																																																				
備 考	備 考																																																																																																				
登録番号	三重県	延滞金	円																																																																																																		
税額	税額	延滞金	合計																																																																																																		
登録番号	年度	納期限	納期限																																																																																																		
納税者の氏名	納税者の氏名																																																																																																				
金融機関使用欄	金融機関使用欄																																																																																																				
日 計	日 計																																																																																																				
口 数	口 数																																																																																																				
金 額	金 額																																																																																																				
備 考	備 考																																																																																																				

備考 この様式を第23号様式による納税通知書と一連にして使用する場合は、領収証書の部分を省略すること。  
この様式は、必要な調整をして使用することができる。



第1111号様式（その九）から（その十一）までを次のように改める。

第23号様式（第20条関係）

（その9）

（表）

自動車税納税通知書兼領収証書										
住所 氏名  様	登録番号									
	車台番号									
	年 度	年度								
	税 目	自動車税								
	納付番号									
	税 額	十	万	千	百	十	円			
	延滞金									
	合 計									
	納期限	年 月 日								
上記の金額を領収しました。										
右上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから、納期限までに取扱金融機関、郵便局等（裏面参照）へ納めてください。	年 月 日 自動車税事務所長 印	領収日付印  								

(裏)

納付していただく場所

- 全国の銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
- 県内に本支店のある三重県指定金融機関及び収納代理金融機関
- 各県税事務所
- 三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その10)

(表)

住所  
氏名

様

自動車税納税通知書

登録番号	
------	--

年度 自動車税	税 額																円
	延 滞 金																円
	合 計																円
	納 期 限	年 月 日															

上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから、納期限までに取扱金融機関、郵便局等（裏面参照）へ納めてください。

年 月 日

自動車税事務所長 印

(裏)

納付していただく場所

- 全国の銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
- 県内に本支店のある三重県指定金融機関及び収納代理金融機関
- 各県税事務所

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その11)

(表)

住所 氏名	様			
自動車税納税通知書				
下記の自動車税は、あなたの指定された預金口座から、自動的に振替納税させていただきます。				
納 (振	期 替	限 日)	年 月 日	
指 定 預 金 口 座	口座番号			
税 額 合 計	円			
上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから通知します。				
年 月 日				
自動車税事務所長 印				
登録番号	税 額	車台番号	グリーン化税制	車 名
合 計	円			
<p>注1 4月中に廃車等で税額が変更された場合は変更後の金額で振替納税されま す。</p> <p>2 口座残高が不足の場合は口座振替ができませんので、振替日の前日までに口 座残高をご確認ください。</p> <p>3 裏面をよくお読みください。</p>				

(裏)

## 延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

## この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第1111号様式の11を次のように改める。

第23号様式の2（第20条の2関係）

（その1）

	第	号		
	年	月	日	
住所				
氏名	様			
県税事務所長 印				
税更正決定・加算金決定通知書				
税の課税標準及び税額を下記のとおり したので通知します。				
この通知書による不足税額等は、別紙納付（納入）書により 年 月 日までに納めてください。				
なお、不足税額に対する延滞金も併せて納めてください。				

納税者又は 特別徴収義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	番 号				
年 度	期 別	申告年月日	指定納期限		
年度	年 月分	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
更正決定の理由					
摘 要	課 税 標 準 額	税 率	税 額		
イ	円		円		
ロ	円		円		
差引過不足額（イーロ）	円		円		
延 滞 金	法律による金額				
過少申告加算金	対 象 税 目	通 常 分	円		
		加 重 分	円		
	示	通 常 分	%	円	
		加 重 分	%	円	

不申告加算金 へ	対象税額	円
	%	円
重加算金 ト	対象税額	円
	%	円
合 計 (ハ+ホ+ヘ+ト)		円

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

なお、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第23号様式の2

(その2)

第 年 月 日

所在地 法人名 様

県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに納めてください。

Table with columns for tax categories (所得, 事業, 法人県民税, 加算金), amounts in Yen, and tax details. Includes sub-sections for '所得', '事業', '法人県民税', and '加算金' with various tax items and amounts.

- 注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。
- 2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。
- なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由	理由の詳細（根拠法令）
1 法人税 更正等による	地方税法第55条、同法第72条の39、同法第72条の41、 同法第72条の41の2、同法第72条の46、 同法第72条の47
2 本店所在都道府県知事からの通知による	地方税法第51条、同法第52条、同法第72条の24の7、 同法本法附則9条の2、 旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、 三重県県税条例第31条、同条例第32条、 同条例第43条、同条例附則第13条、 同条例附則第14条、 同条例附則第14条の2の3、 みえ森と緑の県民税条例第3条
3 税率適用誤りによる	地方税法第58条、同法第72条の48の2
4 分割基準の修正による	地方税法第72条の41、同法第72条の41の2、 同法第72条の46、同法第72条の47
5 県の自主決定調査による	
7 その他（ ）	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。



区 分		(円)	(円)	差引過不足分 (円)
特 別 法 人 事 業 税	1号所得割に係る特別法人事業税額 (お)	(a)		
	税額 (a) × %	(b)		
	2号収入割に係る特別法人事業税額 (さ)	(c)		
	税額 (c) × %	(d)		
	3号収入割に係る特別法人事業税額 (て)	(e)		
	税額 (e) × %	(f)		
	4号収入割に係る特別法人事業税額 (の)	(g)		
	税額 (g) × %	(h)		
	特別税の合計税額 (b + d + f + h)	(i)		
	仮装経理に基づく控除額	(j)		
租税条約の実施に係る控除額	(k)			
算出税額 (i - j - k)				
加 算 金	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重加算金			

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由	理由の詳細（根拠法令）
1 法人税 更正等による	地方税法第 55 条、同法第 72 条の 39、同法第 72 条の 41、
2 本店所在都道府県知事からの通知による	同法第 72 条の 41 の 2、同法第 72 条の 46、 同法第 72 条の 47
3 税率適用誤りによる	地方税法第 51 条、同法第 52 条、同法第 72 条の 24 の 7、 同法本法附則 9 条の 2、 旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第 2 条、 三重県県税条例第 31 条、同条例第 32 条、 同条例第 43 条、同条例附則第 13 条、 同条例附則第 14 条、 同条例附則第 14 条の 2 の 3、 みえ森と緑の県民税条例第 3 条
4 分割基準の修正による	地方税法第 58 条、同法第 72 条の 48 の 2
5 県の自主決定調査による	地方税法第 72 条の 41、同法第 72 条の 41 の 2、 同法第 72 条の 46、同法第 72 条の 47
7 その他（ ）	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

第111号の巻頭の三(三)を次のように改める。

第23号様式の3（第20条の3関係）

（その3）

（表）

（裏）

（三重県）  
住所  
氏名 様

自動車税減額通知書

登録番号	納税通知書番号

年度	年 税 額	
	月 割 数	税 額
当 初		
減 額		
差引変更額		
減 額 日 付	年 月 日	
減 額 理 由		

先に課税しました自動車税について、上記のとおり減額しましたので通知します。

年 月 日

三重県自動車税事務所長 印

（注）裏面をよくお読みください。

今年度の年税額を既に納付されているときは、納める必要はありません。まだ納付されていないときは、減額後の税額をこの納付書で納めてください。

お 知 ら せ

- この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- あなたの自動車税は、減額されてもなお未納になっておりますので、この納付書により速やかに最寄りの金融機関で納めてください。
- 未納金の調査については、十分注意しておりますが、既に納付済みの場合は、事務手続上、金融機関によって、当所への通知が1週間程度遅れることがありますので、ご了承ください。

三重県自動車税事務所

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第三十八号様式の一を次のように改める。

第38号様式の2 (第29条関係)

第 年 月 日

長 様

県税事務所長 印

法人税額等の通知書

下記のとおり地方税法第63条第4項の規定により通知します。

所在地 法人名	事業年度(自) (至) 国 税 処 理 日 年 月 日	課税標準となる法人税の総額	備 考 ①国税申告区分 ②増加所得の総額(千円) ③重加対象所得総額(千円) ④県税申告区分 年月日
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 期末現在の資本金等の額 分割基準 (市 町 ) ( 総 数 )	
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		
	. .	千円	
		千円	
		千円	
	人		

今回通知いたしました分割基準と申告された分割基準が異なるときは県税事務所へお問い合わせください。  
 なお、事務所等が県内のみの法人につきましては、県では市町ごとの分割基準が把握できないため、分割基準が「-」になる場合や、通知ができない場合があります。  
 また、備考欄「③重加対象所得総額(千円)」については、県が重加算金額を計算する際に使用する増差所得金額を印字している場合があります。税務署から通知された重加対象所得金額が必要な場合は県税事務所へお問い合わせください。

第四十五号様式の二から第四十五号様式の四までを次のように改める。

第45号様式の2（第38条の2関係）

受付印 県税事務所長 宛て	年 月 日	申請者	住 所		
			氏 名		
			個人番号		
農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予申請書					
対象となる農地等	所 在 地				
	地 目 及 び 地 積		アール 平方メートル		
	無 体 財 産 権 の 有 無	有 無	地 上 権 の 内 容 (有の場合記入)		
贈与の内容	受 贈 者 (申請者)	住 所			
		氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 歳)	続柄	贈与者の
	贈 与 者 (被相続人)	住 所			
		氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 歳)	続柄	受贈者の
贈 与 年 月 日		年 月 日			
申請する徴収猶予期間		年 3 月 15 日 まで			
上記農地、採草放牧地及び準農地の取得について、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第9条の3第2項の規定に基づき、不動産取得税の徴収の猶予を申請します。					

- 注 1 この申請書を提出される場合は、贈与を受けた農地等の取得申告書（県税条例施行規則第42号様式）の申告期限（贈与を受けた日から60日以内）までに取得申告書に添付して提出してください。
- 2 贈与を受けた財産の価格が110万円以下であり、贈与税の納税義務がないため、贈与税の徴収の猶予の対象とならない場合には、地方税法施行令附則第10条第3項の規定による書類を当該取得の日の属する年の翌年の3月15日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに県税事務所長へ提出しなければなりません。

第45号様式の3（第38条の2関係）

受付印 県税事務所長 宛て	年 月 日	届出者	住所	
			氏名	
			個人番号	
農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予期間の延長届出書				
対象とな	所在地			
る農地等	地目及び地積	アール 平方メートル		
贈与年 月 日		年 月 日		
徴収猶予期間の延長を受ける不動産取得税の額 (イ) - (ニ)		円		
贈与渡 を受けた 場合の 農地等 計算	徴収猶予期間の延長されていた不動産取得税 (イ)	円		
	譲渡等をした農地等の贈与税（贈与税の納税猶予の対象とならない受贈者にあつては不動産取得税）における価格（ロ）	円		
	贈与を受けた農地等の贈与税（贈与税の納税猶予の対象とならない受贈者にあつては不動産取得税）における価格（ハ）	円		
	$(イ) \times \frac{(ロ)}{(ハ)}$ (ニ)	円		
徴収猶予期間の延長期間		年3月15日まで		
上記の農地、採草放牧地及び準農地について、地方税法附則第12条第1項の規定により引続き徴収猶予期間の延長を受けたいので、地方税法施行令附則第9条の3第5項の規定に基づき届け出ます。				

添付書類

- 1 受贈者が、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行なっている旨の当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の証明書
- 2 この届出書の提出期限（贈与を受けた日の翌年の3月15日から3年目ごとの3月15日まで）の属する年前3年間に贈与者から贈与により取得した農地等について異動があつた場合には、その明細を記載した書類

第45号様式の4（第38条の2関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て		届出義務者	住所		
			氏名		
			個人番号		
農地等の一括贈与に係る不動産取得税の免除届出書					
届出義務者	住所				
	氏名	死亡した受贈者 又は死亡した贈与者との続柄			
死亡した贈与者	住所				
	氏名	死亡年月日	年	月	日
死亡した受贈者	住所				
	氏名	死亡年月日	年	月	日
免除を受ける不動産取得税額		円			
農地等の一括贈与に係る不動産取得税について、地方税法附則第12条第3項の規定により、免除を受けたいので、地方税法施行令附則第9条の3第14項の規定に基づき届け出ます。					

- 注 1 この届出書は、贈与者が死亡した場合は受贈者が、また受贈者が贈与者より前に死亡した場合には、受贈者の相続人が届出義務者となりますので、死亡後速やかに所轄県税事務所長へ提出してください。
- 2 既に納期限の確定した不動産取得税の額については、免除されません。

第五十二号様式を次のように改める。

第53号様式 削除

第五十九号様式及び第六十号様式を次のように改める。

第59号様式及び第60号様式 削除

第八十五号様式を次のように改める。

第 85 号様式 (第 70 条関係)

年度  
自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

登 録 番 号	
車 台 番 号	

上記の自動車に係る自動車税は滞納がないことを証明します。

三重県自動車税事務所長

印

本証明書の有効期限                      年    月    日

次のものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 登録番号欄に\*\*\*\*\*印があるもの  
(未納金がある場合)
- 3 訂正されたもの

領収日付印

納税者保管→運輸支局提示用

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第八十五号様式のを次のように改める。

## 第 85 号様式の 4 (第 70 条関係)

年度

## 自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	年 月 日

上記の自動車に係る自動車税は滞納がないことを証明します。

年 月 日

三重県自動車税事務所長 印

第八十五号様式の内容を次のように改める。

第 85 号様式の 6 (第 70 条関係)

証明書番号第 号

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

年度

登 録 番 号	
車 台 番 号	
納税者の氏名又は名称	
本証明書の有効期限	年 月 日まで
備 考	

交付 年 月 日

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

県 税 事 務 所 長 印  
自動車税事務所長

- 注 1 この証明書は継続検査用又は構造等変更検査以外には使用できません。
- 2 次回の検査の際には、自動車税納税通知書に添付されている自動車税納税証明書(領収日付印のあるもの)を利用してください。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書等は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
(自動車税の環境性能割に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。  
(自動車税の種別割に関する経過措置)
- 5 この規則による改正後の三重県県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

**発行 三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>